

消防の動き



2021
12
No.608

- 消防本部等における感染対策について
～新型コロナウイルス感染症の流行を受けて～
- 地震火災対策について



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

消防本部等における感染対策について ～新型コロナウイルス感染症の流行を受けて～	4
--	---

特報2

地震火災対策について	9
------------	---

令和3年12月号 No.608

巻頭言 コロナ禍の今こそ、心は常に人に寄り添える消防であれ（大阪市消防局長 小西 一功）

Report

令和3年度の熱中症による救急搬送状況	11
令和2年（1～12月）における火災の状況（確定値）	15

Topics

令和3年度消防設備関係功労者等表彰式の開催	17
-----------------------	----

緊急消防援助隊情報

令和3年度緊急消防援助隊関東ブロック 合同訓練の実施結果について	18
----------------------------------	----

消防通信～望楼

熊谷市消防本部（埼玉県）／豊田市消防本部（愛知県） 湖南広域消防局（滋賀県）／尼崎市消防局（兵庫県）	21
---	----

消防大学校だより

救急科第83期 ～消防大学校救急科での取り組み～	22
「査察業務マネジメントコース第5回」における教育訓練	23

報道発表

最近の報道発表（令和3年10月21日～令和3年11月20日）	24
--------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和3年10月21日～令和3年11月20日）	25
広報テーマ（12月・1月）	25

お知らせ

消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします	26
ストーブの安全な取扱いについて	27
第6回予防業務優良事例表彰の事例募集	28
雪害に対する備え	29



■ 表紙
本号掲載記事より

コロナ禍の今こそ、心は常に 人に寄り添える消防であれ



大阪市消防局長 小西 一功

今年も残すところあと1か月となり、消防機関の皆様は新型コロナウイルス感染症対応や歳末の公務等、何かとご多忙の時期と存じます。今年最後の寄稿を務めさせていただくということで、ここであらためて1年を顧みます。

新型コロナウイルス感染症拡大始期から2年が経過いたしますが、その猛威はいまだ収束せず、この1年も消防にとっては大変厳しいものとなりました。

まさに国難とも言える新型コロナウイルス感染症が、全国的にまん延し、皆様におかれましても、それぞれ対応に苦慮され、また、大変大きな影響を受けた1年であったことと存じます。今、我々消防機関は、大変難しい局面に立たされています。今般の新型コロナウイルス感染症に伴う人々の行動変容、ICTやIoTの急激な進化、労働力人口の減少による働き方改革といったパラダイムシフトに適応するために、これまでの慣例や常識も覆す変革が求められているところです。

これらの状況を踏まえ、コロナ禍の中、その流行収束後を見据え、今、解決すべき課題も、それぞれに沢山あることと存じます。消防機関相互の連携・協力を大切に、それらの課題に真摯に向き合い、取り組んでいくこと、その一つ一つの積み重ねこそが、複雑多様化する災害の発生に備えた消防力強化の礎になるものと考えております。

一方で、近年、風水害や土砂災害が激甚化し、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害への防災対策は、このコロナ禍においてもしっかりと備えていかなければなりません。

大阪市消防局では、空の防災対策として、日本の消防機関では初採用となるエアバス・ヘリコプターズ社製EC155B1型救助消防ヘリコプターを更新配備し、9月から運用を開始しました。

次に、陸・水上の防災対策として日本初の水上を航行できる大型水陸両用車が総務省消防庁から配備され、令和4年4月1日の運用開始に向け、操作訓練などを実施しています。

これら救助消防ヘリコプターや大型水陸両用車は、全国各地に緊急消防援助隊として派遣し、効果的な活用ができるよう、有事の際における機械部隊の体制強化に取り組んでおります。

ここ数年、消防は、新型コロナウイルス感染症や大規模自然災害発生時の対応では、予断を許さぬ大変厳しい状況に立たされておりますが、我々消防の使命は変わることはありません。初代・大阪市消防局長が示した局是「明・強・敏（明るく共に励みて強からめ いざ立つときは敏く応えて）」を基本理念とし、これまで築き上げてきた歴史や伝統を継承しながら、社会の変化にあわせて、柔軟かつ積極的に対応していくとともに、市民が安心して暮らせる「災害に強いまち・安全な都市」を目指して日々取り組んでまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大は市民生活に変化を与え、地域防災研修や式典、各種啓発イベントなどが中止や縮小となり、市民と消防職員の物理的な距離を遠くしがちです。ワクチン接種は進んでまいりましたが、平穏な日常生活はまだ遠く、今後もコロナ対策は継続することでしょう。しかし、このようなコロナ禍の今こそ、心の距離は密にし、心は常に人に寄り添える消防であるべきと考えております。



消防本部等における感染対策について ～新型コロナウイルス感染症の流行を受けて～

消防・救急課

1 はじめに

令和2年1月に日本国内で最初の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）の陽性患者が確認された。以降、コロナ感染症は国内で流行し、令和3年8月には一日当たりの新規陽性者数が、一時2万5千人を超えるなど、国民生活に大きな影響を及ぼしている。

こうした未曾有の事態にあつて、消防は、コロナ感染症患者の救急搬送のみならず、保健所等によるコロナ感染症患者の移送への協力や、新型コロナワクチンの接種における救急救命士による筋肉内注射や状態観察の実施など、コロナ感染症への対応に大きな役割を果たしているところである。

本稿では、消防本部等におけるコロナ感染症対策について、新たな財源措置にも触れつつ紹介する。

2 消防本部等における感染症対策

消防機関の任務は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することであり、これは、感染症流行下においても変わるところはない。今般のコロナ感染症流行下においても、消防機関は救急業務のみならず消火をはじめとした必要な業務を継続しなければならない。

このため、当課からは業務継続性の確保の観点から通知等を発出し、消防本部等における感染対策の徹底等を求めている。また、コロナ感染症対応に当たる職員の処遇や、新型コロナワクチンの接種に関する事項についても、各消防本部に対し助言等を行ってきたところである。

① 令和2年6月30日付け消防庁消防・救急課長通知

令和2年6月に、コロナ感染症対策の取組を「新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について」（消防

消188号令和2年6月30日付け消防庁消防・救急課長通知。以下「6月30日通知」という。）にまとめている。まずは、本通知の概要について紹介しながら、改めて感染防止策について説明する。

i) 感染防止資器材の確保

通知発出当時、救急隊が搬送時に用いる感染防止資器材等の供給が安定しない状況が続き、再び感染が拡大した場合には、さらなる供給体制の悪化も想定された。このため、本通知において、資器材をあらかじめ備蓄することや、市町村長部局や都道府県などの関係機関との間で感染防止資器材を融通する等の連携体制を構築していくこと、消防本部への資器材の安定供給について業者と協議を行うことにより、資器材の確保に努めるよう求めている。なお、単価契約や、SPD等により数量を指定しない契約となっている場合、感染が拡大した際に需要の高まりによって単価が上昇することが想定されることから、業者だけでなく、財政担当部局ともあらかじめ協議を行うことが肝要となる。

ii) 消防本部内での感染防止対策の徹底

消防の業務継続のため、仮に職員から感染者が出たとしてもその他の職員への感染拡大を防ぐ措置を講ずることが重要となっている。そのための取組として、次の事例を紹介している。

- ・ 仮眠室のシーツ等は、他の職員との共用をやめ、個人毎の配布とする。
- ・ 共有する什器類、事務端末等を定期的に消毒する。
- ・ 飛沫感染予防のため、受付にアクリル板や透明ビニールシートを設置する。

また、施設の状態を踏まえた対応が必要となることから、専門家から具体的な指導を受け、各施設に応じた対応を行うことも求めている。

iii) 消防本部内での感染者の発生等により職員数が減



少した場合への備え

令和2年は、本部内に多数の感染者及び濃厚接触者が発生したことにより、自本部のみでの業務継続が困難になった本部が発生した。感染対策を十分にしている場合であっても、職員に多く感染者や濃厚接触者が発生することを想定した備えが必要となる。

まず、消防本部内の取組として、優先業務の選定や柔軟な部隊運用等の検討を行う事が重要である。特に、消防指令センターは感染拡大等により職員数が減少した場合でも業務継続が必須な一方で、業務の特殊性から職員の代替性が低い。このため、代替職員を確保できるように、本通知において、あらかじめ経験者のリストを作成するなどの取組を求めている。

また、本部内の感染者数増により業務に従事できる職員数が減少し、自本部内の体制のみでは災害等に対応できなくなる事態も想定し、近隣の消防本部や都道府県との間で相互応援体制等について、あらかじめ協議を行うことも必要である。

iv) テレワーク勤務や早出遅出勤務の推進

地域の実情、予防・警防・救急等の各職域における業務の実情等に応じ、テレワーク勤務や早出遅出勤務の推進についてできる限りの取組を行い、人との接触を低減することを求めている。なお、テレワークについては後に詳述する。

v) 感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当

感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当について本通知で触れているが、これについては後に詳述する。

② テレワーク等の働く環境整備

感染防止対策となる接触減の具体的取組としてコロナ感染症流行以降テレワークが注目され、官民間問わず取組が推進されている。消防庁からは、「新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）」（令和2年2月19日消防庁消防・救急課）等を発出しており、6月30日通知においても、前述の通り、業務の実情等に応じできる限りの取組を行うよう求めている。消防は救急搬送や消火活動のための出勤があり、そうした業務にはテレワークを導入することはできないが、その他の事務業務等においては、テレワーク導入可能な業務を適切に判断の上、業務継続に努めていただきたい。

テレワーク環境の整備を円滑に進めるには、単独消防の場合、首長部局の全体方針に依存することが多いため、消防本部も首長部局におけるテレワーク推進の議論に参画することが重要である。また、組合消防では、テレワーク導入に関する知見が不足しているとの声もあるが、総務省のテレワークマネージャ相談事業（情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室）で、セキュリティ、勤怠労務管理、テレワーク導入支援などについて、無料で相談を行っているので、活用いただきたい。

③ 感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当

コロナ感染症により生じた事態に対処するため、国地方問わず、多くの職員が対応に当たっている。コロナ感染症への対応について特例的な手当創設を目的として、人事院において、人事院規則9-129の一部改正が行われた。本改正により、国においてはコロナ感染症患者と接触する業務等に従事する者に対し、コロナ感染症が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中にコロナ感染症の患者があった船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものを作業場所とし、コロナ感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象として、特殊勤務手当が支給されることとされた。この「作業場所」には、病院等の施設への移動時の動線及び車内が含まれることとされている。

消防庁からは、人事院規則の改正や、その趣旨について各消防本部に対し情報提供し、各地方公共団体における、人事院規則改正の趣旨等を踏まえた適切な対応を求めている。

また、防疫等作業手当を各消防本部で支給するための財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）が活用可能であり、内閣府が提示する地方創生臨時交付金の活用事業例にその用途として、「感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当等」が明記されているため活用されたい。

令和3年7月15日現在、約8割の消防本部で、コロナ感染症への対応を対象とした手当が創設されている。

3 消防本部におけるクラスターの発生と業務継続

前述のとおり、消防庁からはコロナ感染症対策の徹底を求め、また、各消防本部において対策が講じられてき

たものと考え、全国でコロナ感染症の流行が拡大する中で、消防本部においてクラスターが発生する例が生じていた。ほとんどの消防本部においては、業務継続に支障が出ることはなかったものの、令和2年秋に消防力の維持・確保のために、近隣の消防本部からの応援が必要となった消防本部が発生した。

この事案を受けて、消防庁では「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」（令和2年10月15日付け消防庁消防・救急課事務連絡）を发出し、上述の6月30日通知により紹介した感染防止対策の方法について、改めて感染防止対策の徹底を求めている。

4 救急隊員等のワクチン接種

新型コロナウイルスワクチンの接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」（令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）資料）において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされた。具体的には「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月8日付け健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知）において、医療従事者等は業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻りに接する業務を行うこと等の観点から、ワクチンの早期接種を行うこととされ、医療従事者等の範囲の中に、「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」が含まれることが示された。

この「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲については、「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」（令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）の搬送に携わる、①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）であると示している。

また、令和3年9月下旬には、厚生労働省から、新型コロナウイルスワクチンについて3回目接種を行う必要があること、その実施の時期は2回接種完了から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの厚生科学審議会予防接

種・ワクチン分科会における見解が周知された。併せて、各地方公共団体に対し3回目接種に向けた準備に関する情報提供がなされた。

これについては、消防庁からは「新型コロナワクチンの追加接種について」（令和3年10月1日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）を发出している。この中で、新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等であっても、その住民票所在地の市町村により実施される住民接種の枠組みの中で接種が進められることとなることや、追加接種による副反応の影響等が想定されることから、特に、救急業務等優先して継続すべき業務の運営に支障が生じないよう留意いただきたい旨周知している。

5 感染症対策の強化

3. に記載の通り、今般のコロナ感染症の流行において、感染症流行下における消防力の維持・確保が課題となった例が発生した。災害発生時に感染症が流行している場合には、災害対応に大きな支障を来すことが懸念される場所である。

このため、コロナ感染症に限らず、感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所の施設及び設備の整備により、平時より万全な感染症対策が講じられるよう、各消防本部において早急に必要な取組を実施していただくため、当該施設・設備の整備について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとなった（「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」令和3年8月19日付け消防消第343号消防庁消防救急課長通知。以下「8月19日通知」という。）。この対象拡大については、令和3年4月から遡って適用されることとされており、8月19日通知发出以前（ただし令和3年4月以降）から事業に取り組んでいる消防本部も緊急防災・減災事業債が活用可能となっている。

緊急防災・減災事業は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業である。事業費の100%に起債を充当することが可能であり、また、当該起債（緊急防災・減災事業債）の元利償還金の70%に地方交付税措置が講じられている。通常であれば、消防本部等の増改築は、一般事業（消防・防災施設整備事業）により



実施されることとなり、当該事業費の100%に起債を充当することはできず（75%または90%充当）、また、当該起債の元利償還金については、地方交付税措置は講じられていない。このように、緊急防災・減災事業債は、既存の地方財政措置と比較して非常に有利な措置であるが、令和7年度までの時限措置であることから、この機会に積極的に活用し、消防本部等の感染防止対策を進めていただきたい。

なお、想定される施設・設備整備については、次表の通りとなる。

表 消防本部等の感染防止対策のための施設及び設備の整備

- ・仮眠室の個室化
大部屋をカーテン等で仕切っている各仮眠室の個室化
- ・消毒室の整備
消毒室の整備、狭隘となっている消毒室スペースの拡大、専用別棟の整備、救急搬送後に救急隊員等が車庫から直接入室し隊員の衣服等の消毒を行う専用室（除染シャワー室等）の整備
- ・事務室、食堂、待機スペース等の個別化
事務室、食堂、待機スペース等、他の職員等と共有するスペースが存在している場合の、各スペースを個別化するための固定式間仕切り等の整備
- ・トイレの整備
トイレの乾式化、洋式化、自動洗浄の整備
- ・洗面所の整備
洗面所の非接触型自動水栓の整備
- ・浴室の個室化
同時に複数人が入浴している浴室をユニットバス室、ユニットシャワー室へ個室化
- ・救急資器材・資機材用備蓄倉庫の整備
救急用資器材・資機材を保管するための備蓄倉庫の整備
- ・換気扇の整備
等

続いて、今般の緊急防災・減災事業債の対象拡大について、地方公共団体からの質問及び消防庁の回答のうち、代表的なものは次のとおりである。

問 通知に参考として起債されている施設や設備以外ではどのようなものが対象になるのか。

答 救急業務に従事する救急隊員等の使用する消防本部等の感染防止対策のための施設・設備の整備であれば対象になる。

なお、通知については、あくまで感染症対策に関する具体例を「例示」しているに過ぎない。今回の拡充事業を実施される際には、

1 専門家や関係機関から感染拡大を防ぐ措置についての指導を受けることなどにより、効果的な取組とされること

2 当該整備事業を行うための経費に適債性があるかどうかも含めて財政部局と協議いただくこと

に御留意いただきたい。

施設や設備の整備は事業の実施に時間を要する場合もある。今般のコロナ感染症のまん延状況や、これに対する対応を踏まえ、感染症対策に必要な施設及び設備の整備について、早急に取り組んでいただきたい。

緊急防災・減災事業債の拡充（消防本部等の感染防止対策）

- 今般の新型コロナウイルス感染症の流行においては、業務の継続が困難となった消防本部が生じるなど、感染症流行時における消防力の維持・確保が課題となった。特に災害発生時に感染症が流行している場合には、災害対応に大きな支障を来すことが懸念される。
- このため、感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急業務に従事する救急隊員等^{※1}の使用する消防本部、消防署及び出張所（以下「消防本部等」）の施設及び設備の整備により、平時より万全な感染症対策が講じられるよう早急に必要な取組を行うよう要請^{※2}。
- 消防本部等の感染防止対策のための施設及び設備の整備について、新たに緊急防災・減災事業債への対象拡充を図ることで取り組みを支援。

（※1）救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員

（※2）「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」（消防消第343号 令和3年8月19日付け通知）

1 対象事業【イメージ】

○ 仮眠室の個室化



室外 室内

○ 消毒室の整備



拡大 専用棟

○ 消毒専用室の整備



※救急車の車庫から直接入室し、隊員の衣服等の消毒を行うもの

○ 事務室、食堂、待機スペース等の個別化



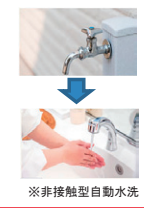
※事務室、食堂、待機スペース等の共有スペースを固定式間仕切り等で各スペースに個別化

○ トイレの整備



※乾式化・洋式化・自動洗浄

○ 洗面所の整備



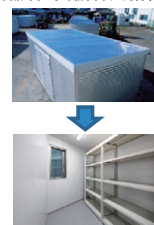
※非接触型自動水洗

○ 浴室の個室化



※複数人での入浴から個室化（ユニットバス室、ユニットシャワー室）

○ 救急資器材・資機材用備蓄倉庫の整備



※救急資器材・資機材の保管用備蓄倉庫の整備

○ 換気扇の整備



2 地方財政措置

緊急防災・減災事業債（**充当率100%**）【令和7年度までの措置】

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

6 おわりに

感染症への備えとして、平成20年に開催された「消防機関における新型インフルエンザ対策検討会」の報告書において、業務継続の重要性が示されていた。今般のコロナ感染症の流行を受け、改めてその重要性が認識されたところである。

各消防本部において、日頃より感染防止対策に取り組んでいただいているが、今般拡充した緊急防災・減災事業債による感染防止対策のための施設及び設備の整備を行うなど、より一層感染防止対策に万全を期していただくことにより、消防職員が安心して働く環境を整え、ひいては国民の生命、身体及び財産を守る消防の任務を果たしていただくことを期待したい。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522



地震火災対策について

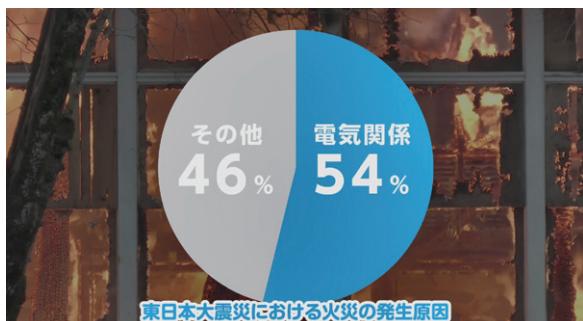
予防課

地震火災は大規模火災につながる可能性

大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生するおそれがあるため、消防力が不足することで消火活動が困難な状態となり、住宅密集地などでは大規模な火災につながる危険性が高くなります。

電気に起因する火災に注意

近年の大規模な地震発生時においては、電気に起因する火災が多く発生しています。2011年3月11日に発生した東日本大震災における本震の揺れによる火災では、原因の特定されたもののうち過半数が電気に起因したものでした。



通電火災について

中でも地震に伴う大規模かつ長時間に及ぶ停電後の再通電時に出火する、いわゆる「通電火災」の発生が懸念されており、住民が避難所などへ避難している場合には、出火時の初期消火が行えず火災が拡大するおそれもあります。

具体的に想定される「通電火災」のメカニズムについては次のとおりです。

- 転倒した家具の下敷きになり損傷した配線などに再通電し、発熱発火する。
- 落下したカーテンや洗濯物といった可燃物がヒーターに接触した状態で再通電し、着火する
- 転倒したヒーターや照明器具（白熱灯など）が可燃物に接触した状態で再通電し、着火する

地震火災防止対策の実施

適切な対策を講ずれば、地震火災を防ぐことができます。まずは、感震ブレーカーの設置や家具類の転倒防止対策、安全装置などを備えた火気器具の普及を推進するなどの出火防止対策が重要です。停電発生時に懸念される通電火災を防ぐために、避難の際にはブレーカーを遮断するなどの対策も必要です。次に、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具などの設置といった火災の早期覚知・初期消火対策、さらには地域の防災訓練や自主防災組織への参加といった、地域ぐるみの防火対策も重要です。

地震火災を防ぐための主なチェックポイント

地震火災を防ぐためのポイントを地震発生前後のフェーズごとに次のとおりとりまとめました。

事前の対策

- ✓ 住まいの耐震性を確保する
- ✓ 家具等の転倒防止対策（固定）を行う
- ✓ 感震ブレーカーを設置する
- ✓ ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない
- ✓ 住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する
- ✓ 住宅用火災警報器（連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器を推奨）を設置する





地震直後の行動

- ✓ 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く
- ✓ 石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する
- ✓ 避難するときはブレーカーを落とす

地震からしばらくして

(電気やガスの復旧、避難からもどったら)

- ✓ ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する
- ✓ 再通電後は、しばらく電化製品に煙やにおいなどの異常がないか注意を払う

日頃からの対策

- ✓ 自分の居住地での地震火災による影響を把握する
- ✓ 消防団や自主防災組織等へ参加する
- ✓ 地域の防災訓練へ参加するなどし、発生時の対応要領の習熟を図る

さらに詳しい情報

消防庁では、日常での地震火災対策について周知する映像資料及び地震火災を防ぐポイントをまとめたリーフレットを作成し、消防庁ホームページにて公開していますので、ご活用ください。

その他、地震や台風などの自然災害の発生時に、ツイッターにて通電火災対策に関する情報を発信していますので、是非ご確認ください。



消防庁HP



Twitter

消防署からのお知らせ

地震火災を防ぐポイント

地震火災対策きちんと出来ていますか？

事前の対策

- 住まいの耐震性を確保しましょう
- 家具等の転倒防止対策（固定）を行いましょう
- 地震ブレーカーを設置しましょう
- ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう
- 住宅用消火器等を設置し使用方法について確認しましょう
- 住宅用火災警報器を設置しましょう

地震直後の行動

- 停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう。避難するときはブレーカーを落としましょう
- 石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう

地震発生からしばらくして (電気やガスの復旧、避難からもどったら)

- ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう
- 再通電後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払います (煙、におい)

日頃からの対策

- 消防団や自主防災組織等へ参加しましょう
- 地域の防災訓練へ参加するなどし、発生時の対応要領の習熟を図りましょう

お問い合わせ先

総務省消防庁

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 佐藤、藤本
TEL: 03-5253-7523

令和3年度の熱中症による救急搬送状況

救急企画室

1 はじめに

消防庁では、平成20年度から全国の消防本部を調査対象として、熱中症による救急搬送人員の調査を行うとともに、熱中症予防啓発コンテンツの作成、Twitterによる注意喚起など熱中症予防の啓発活動の推進に取り組んでいます。

この度、令和3年5月から9月までの全国における熱

中症による救急搬送状況を取りまとめましたので、その概要を報告します。

2 熱中症による救急搬送状況

① 救急搬送人員（表1）（図1）

令和3年5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員の合計は47,877人でした。

月別の救急搬送人員を見ると、7月が最も多く、救急搬送人員は21,372人でした。この要因については、昨年度は、梅雨明けが遅れた影響で、8月中旬が救急搬送人員のピークでしたが、今年度については平年並みの時期に梅雨明けとなり、7月が最も多くなったものと分析しています。

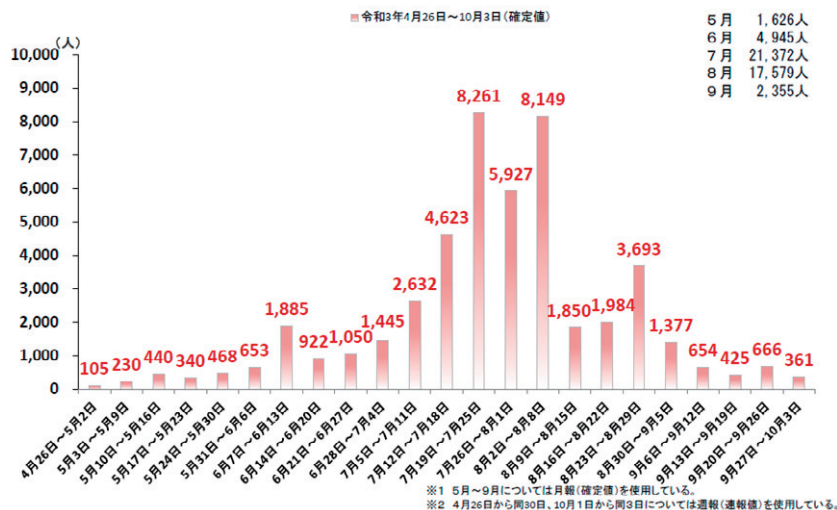
週別の救急搬送人員は、7月19日から7月25日までが最も多く8,261人、次いで8月2日から8月8日の8,149人でした。

表1 熱中症による救急搬送状況（平成27年～令和3年）「救急搬送人員及び死亡者数（年別推移）」

（単位：人）

	令和3年(2021)		令和2年(2020)		令和元年(2019)		平成30年(2018)		平成29年(2017)		平成28年(2016)		平成27年(2015)		
	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	
確定値	5月	1,626	0	調査データなし	4,448	8	2,427	1	3,401	2	2,788	1	2,904	3	
	6月	4,945	7	6,336	8	4,151	5	5,269	5	3,481	1	3,558	3	3,032	2
	7月	21,372	47	8,388	18	16,431	25	54,220	133	26,702	31	18,671	29	24,567	39
	8月	17,579	23	43,060	81	36,755	78	30,410	20	17,302	14	21,383	24	23,925	60
	9月	2,355	3	7,085	5	9,532	10	2,811	1	2,098	0	4,012	2	1,424	1
救急搬送人員(5月から9月)	47,877	80			71,317	126	95,137	160	52,984	48	50,412	59	55,852	105	
救急搬送人員(6月から9月)	46,251	80	64,869	112	66,869	118	92,710	159	49,583	46	47,624	58	52,948	102	

図1 熱中症による救急搬送状況（令和3年）「調査開始から各週の比較」



② 年齢区分別搬送人員 (表2) (図2)

年齢区分別で見ると、高齢者が26,942人 (56.3%) で

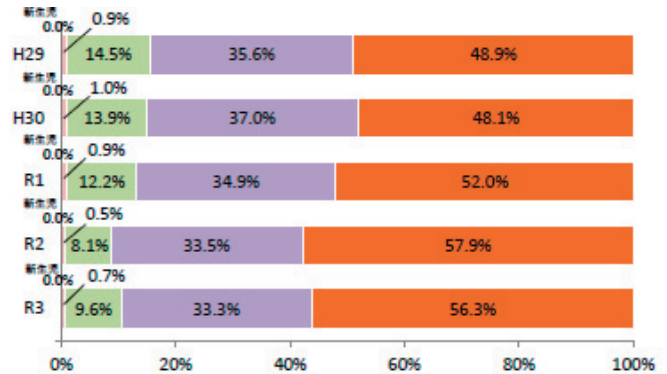
最も多く、次いで成人15,959人 (33.3%)、少年4,610人 (9.6%)、乳幼児359人 (0.7%) の順となりました。

熱中症による救急搬送状況 (平成29年～令和3年)

表2

	年齢区分別 (人)					
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計
平成29年	8	482	7,685	18,879	25,930	52,984
	0.0%	0.9%	14.5%	35.6%	48.9%	100%
平成30年	8	967	13,192	35,189	45,781	95,137
	0.0%	1.0%	13.9%	37.0%	48.1%	100%
令和元年	1	634	8,707	24,884	37,091	71,317
	0.0%	0.9%	12.2%	34.9%	52.0%	100%
令和2年	3	329	5,253	21,756	37,528	64,869
	0.0%	0.5%	8.1%	33.5%	57.9%	100%
令和3年	7	359	4,610	15,959	26,942	47,877
	0.0%	0.7%	9.6%	33.3%	56.3%	100%

図2 年齢区分別 (構成比)



※構成比は各年とも調査期間全体における数値を計上している。
 ・平成29年～令和元年及び令和3年の調査期間は5月～9月
 ・令和2年の調査期間は6月～9月

- 新生児：生後28日未満の者
- 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
- 少年：満7歳以上満18歳未満の者
- 成人：満18歳以上満65歳未満の者
- 高齢者：満65歳以上の者

③ 傷病程度別搬送人員 (表3) (図3)

初診時における傷病程度別で見ると、軽症が29,758人

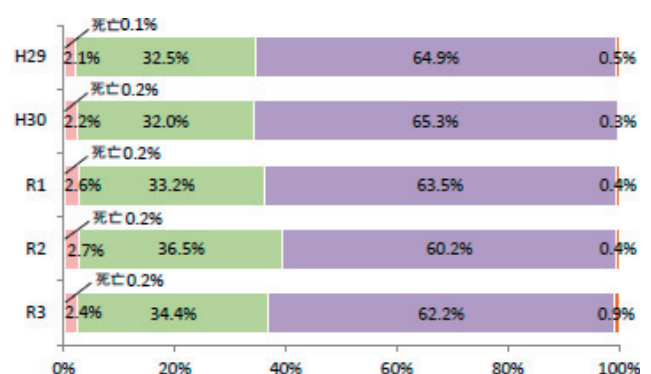
(62.2%) で最も多く、次いで中等症16,463人 (34.4%)、重症1,143人 (2.4%)、死亡80人 (0.2%) の順となりました。

熱中症による救急搬送状況 (平成29年～令和3年)

表3

	初診時における傷病程度別 (人)					
	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
平成29年	48	1,096	17,199	34,382	259	52,984
	0.1%	2.1%	32.5%	64.9%	0.5%	100%
平成30年	160	2,061	30,435	62,158	323	95,137
	0.2%	2.2%	32.0%	65.3%	0.3%	100%
令和元年	126	1,889	23,701	45,285	316	71,317
	0.2%	2.6%	33.2%	63.5%	0.4%	100%
令和2年	112	1,783	23,662	39,037	275	64,869
	0.2%	2.7%	36.5%	60.2%	0.4%	100%
令和3年	80	1,143	16,463	29,758	433	47,877
	0.2%	2.4%	34.4%	62.2%	0.9%	100%

図3 初診時における傷病程度別 (構成比)



※構成比は各年とも調査期間全体における数値を計上している。
 ・平成29年～令和元年及び令和3年の調査期間は5月～9月
 ・令和2年の調査期間は6月～9月

- 死亡：初診時において死亡が確認されたもの
 - 重症 (長期入院)：傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
 - 中等症 (入院診療)：傷病程度が重症または軽症以外のもの
 - 軽症 (外来診療)：傷病程度が入院加療を必要としないもの
 - その他：医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの
- ※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区別しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だった者や通院による治療が必要だった者も含まれる。

④ 発生場所別救急搬送人員 (表4) (図4)

発生場所別で見ると、住居が18,882人 (39.4%) で最も

多く、次いで道路8,378人 (17.5%)、仕事場①5,369人 (11.2%)、公衆 (屋外) 5,298人 (11.1%) の順となりました。

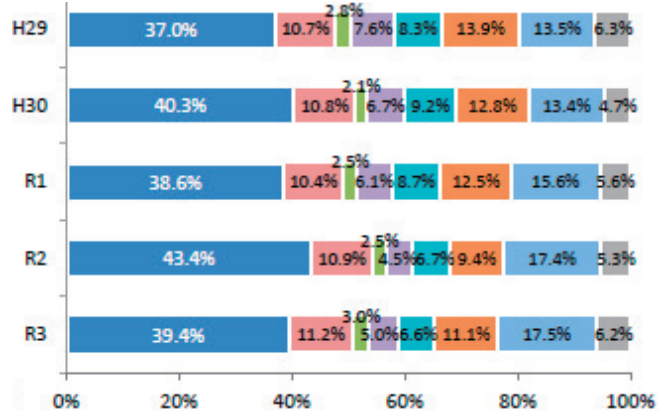
熱中症による救急搬送状況 (平成29年～令和3年)

表4

	発生場所別 (人)								合計
	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆 (屋内)	公衆 (屋外)	道路	その他	
平成29年	19,603	5,648	1,490	4,037	4,385	7,351	7,131	3,339	52,984
	37.0%	10.7%	2.8%	7.6%	8.3%	13.9%	13.5%	6.3%	100%
平成30年	38,366	10,279	1,980	6,333	8,712	12,185	12,774	4,508	95,137
	40.3%	10.8%	2.1%	6.7%	9.2%	12.8%	13.4%	4.7%	100%
令和元年	27,500	7,403	1,792	4,369	6,213	8,944	11,137	3,959	71,317
	38.6%	10.4%	2.5%	6.1%	8.7%	12.5%	15.6%	5.6%	100%
令和2年	28,121	7,065	1,599	2,901	4,340	6,130	11,276	3,437	64,869
	43.4%	10.9%	2.5%	4.5%	6.7%	9.4%	17.4%	5.3%	100%
令和3年	18,882	5,369	1,421	2,404	3,172	5,298	8,378	2,953	47,877
	39.4%	11.2%	3.0%	5.0%	6.6%	11.1%	17.5%	6.2%	100%

※端数処理 (四捨五入) のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

図4 発生場所別 (構成比)



※構成比は各年とも調査期間全体における数値を計上している。
 ・平成29年～令和元年及び令和3年の調査期間は5月～9月
 ・令和2年の調査期間は6月～9月

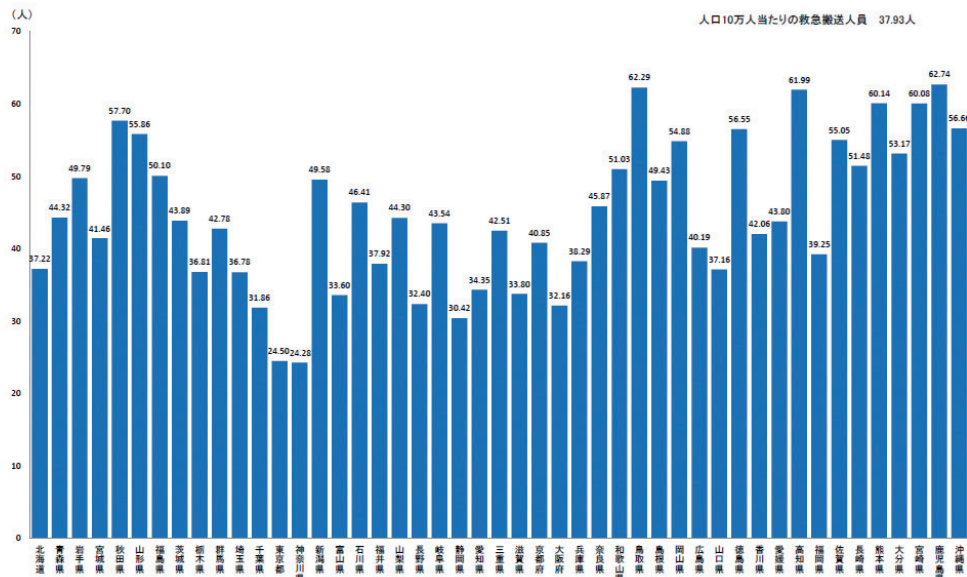
- 住 居 (敷地内全ての場所を含む)
- 仕事場① (道路工事現場、工場、作業所等)
- 仕事場② (田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
- 教育機関 (幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
- 公 衆 (屋内) 不特定者が出入りする場所の屋内部分 (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅 (地下ホーム) 等)
- 公 衆 (屋外) 不特定者が出入りする場所の屋外部分 (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅 (屋外ホーム) 等)
- 道 路 (一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
- そ の 他 (上記に該当しない項目)

⑤ 都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員 (図5)

都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員で見ると、鹿

児島県が62.74人で最も多く、次いで鳥取県62.29人、高知県61.99人、熊本県60.14人、宮崎県60.08人の順となりました。

図5 熱中症による救急搬送状況 (令和3年) 「都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員」



※令和2年国勢調査速報値の各都道府県人口を基に算出しています。

3 消防庁の取組

消防庁は、今年度も引き続き消防庁ホームページ熱中症情報サイトにおいて、熱中症予防啓発のコンテンツとして、「予防啓発ポスター」「予防啓発ビデオ」「予防啓発イラスト」「予防広報メッセージ」「熱中症対策リーフレット」「予防啓発取組事例集」を掲載するほか、熱中症による救急搬送状況（週報、月報）の公表、Twitterを活用した注意喚起や情報提供等を積極的に行いました。また、映画とタイアップした「予防啓発ポスター」を新たに作成し、各都道府県と全国の消防本部へ配布しました。

今年度は昨年度に引き続き、社会全体として新型コロナウイルス感染症に留意した対応が必要であり、熱中症予防対策についても、換気やマスクなどの「新しい生活様式」と両立させた行動が求められました。そこで、こうした観点に留意した上で、全国消防キャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発をテーマとする予防啓発ビデオを新たに作成し、全国の消防本部に対して、この予防啓発ビデオも活用して熱中症予防啓発の強化に取り組むよう呼びかけました。さらに、予防啓発取組事例集については、コロナ禍における消防本部の熱中症予防啓発に関する取組事例の内容を更新しました。

4 おわりに

今年度の熱中症による救急搬送人員のデータを、熱中症情報サイトで公表しましたので、御活用ください。消防庁では、今後も関係省庁と連携をとりながら、熱中症に関する注意喚起や情報提供を行ってまいります。

消防庁熱中症情報（予防啓発コンテンツも掲載しています）

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

問合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

令和2年(1~12月)における火災の状況(確定値)

防災情報室

1 総出火件数は、34,691件、前年より2,992件の減少

令和2年(1~12月)における総出火件数は、34,691件で、前年より2,992件減少(-7.9%)しています。これは、おおよそ1日あたり95件、15分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

令和2年(1~12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比	前年比	増減率
建物火災	19,365	55.8%	▲1,638	-7.8%
林野火災	1,239	3.6%	▲152	-10.9%
車両火災	3,466	10.0%	▲119	-3.3%
船舶火災	78	0.2%	9	13.0%
航空機火災	0	0.0%	▲1	-100.0%
その他火災	10,543	30.4%	▲1,091	-9.4%
総火災件数	34,691	100%	▲2,992	-7.9%

2 総死者数は、1,326人、前年より160人の減少

火災による総死者数は、1,326人で、前年より160人減少(-10.8%)しています。

また、火災による負傷者は、5,583人で、前年より282人減少(-4.8%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、899人、前年より増減なし

建物火災における死者1,056人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、973人であり、更にそこから放火自殺者等を除くと、899人で、前年より増減なしとなっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、92.1%で、出火件数の割合54.6%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)899人のうち、65歳以上の高齢者は645人(71.7%)で、前年より17人減少(-2.6%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ448人(2人の増・+0.4%)、着衣着火45人(2人の減・-4.3%)、出火後再進入15人(1人の増・+7.1%)、その他391人(1人の減・-0.3%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「たばこ」、続いて「たき火」

総出火件数の34,691件を出火原因別にみると、「たばこ」3,104件(8.9%)、「たき火」2,824件(8.1%)、「こんろ」2,792件(8.0%)、「放火」2,497件(7.2%)、「火入れ」1,684件(4.9%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

住宅用火災警報器については、平成18年6月から新築住宅への設置が義務化され、平成23年6月に全ての既存住宅への設置が義務化されました。令和3年6月に全ての住宅への設置義務化から10年を迎えたことから、老朽化した住宅用火災警報器の交換など、適切な維持管理を行うことが重要です。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会を捉え、全国の消防本部や報道機関等と連携し、特に住宅用火災警報器の点検・交換などの維持管理の重要性について普及啓発活動を行ったほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置・維持管理対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、4,052件、総火災件数の11.7%を占めています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL: <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post22.html>）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,239件で、前年より152件減少(-10.9%)し、延べ焼損面積は約449haで、前年より388ha減少(-46.3%)しています。

例年、空気が乾燥する春において、林野火災が多発していることから、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、令和2年は「守りたい 森と未来を 炎から」という統一標語の下、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼び掛けました。



問い合わせ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課 防災情報室
TEL: 03-5253-7526

令和3年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

予防課

令和3年11月5日(金)に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「令和3年度消防設備関係功労者等表彰式」が挙行されました。式典では、内藤消防庁長官から表彰状が授与され、記念写真の撮影も行われました。

各表彰の概要は以下のとおりです。なお、詳細についてはホームページに掲載しています。

<URL>

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/211022_yobou_1.pdf

消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



消防機器開発普及功労者表彰

消防機器開発普及功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するもののうち、高度な消防防災技術により防火対象物の防火安全性能の向上に資するものを表彰するものです。

【表彰対象 3件】



問合わせ先

消防庁予防課 TEL: 03-5253-7523
藤原 (消防設備保守関係功労者表彰)
(消防機器開発普及功労者表彰)
中原 (優良消防用設備等表彰)

緊急消防援助隊情報

令和3年度緊急消防援助隊関東ブロック 合同訓練の実施結果について

広域応援室・長野県実行委員会

令和3年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練は、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」や山間地域の特性を反映した「開催地域で発生が予測される災害対応」をコンセプトに企画しました。関東ブロック1都8県及び新潟県・岐阜県の隣接2県が参加して、令和3年10月11日から12日まで、本部運営訓練、部隊参集訓練・受援対応訓練、部隊運用訓練（14想定）、後方支援活動訓練、女性消防吏員活躍推進ディスカッションを計画し、関係機関を含め調整を進めてまいりました。

ところが度重なる感染拡大を受け、7月には宿営訓練を実施しないことなど実施方針を見直したことから、部隊運用訓練を6想定とし、当日中には全参加部隊が帰署できるように計画を変更しました。

しかし、8月末には新型コロナウイルス感染症の1日の全国感染者数が2万人を超える災害規模の様相を呈し、緊急事態宣言が21都道府県に発出される想定外の事態となりました。長野県内の感染も深刻化し、全面的な訓練中止が現実味を帯びる中、今回は長野県が受援県となる10年に1度の貴重な機会であることから、受援体制や消防体制の見直しの足掛かりにするため、再度の計画変更を行い、感染リスクを極力排除した「Web会議システムを活用した状況予測型図上訓練」を企画しました。

当日は、Web会議システムに統括指揮支援隊（東京消防庁）、指揮支援隊（さいたま市消防局、横浜市消防局、静岡市消防局）、被災地消防本部、千葉市消防局（訓練検討員）、総務省消防庁、長野県が接続して関係機関での情報共有を同時に行い、リエゾン削減など今後の応用の可能性について検証しました。（視聴のみの機関を含め、33機関58台が接続）

1 Web会議システムを活用した状況予測型図上訓練

(1) 実施日時

令和3年10月11日（月）8時30分～13時00分

(2) 実施場所

各所属機関（Web会議システム内）

(3) 訓練想定（要旨）

- ・令和3年9月末から長野県東部を震源とする震度1から3程度の地震活動が継続。なお、浅間山の噴煙量及び火山性ガス（二酸化硫黄）の放出量に目立った変化はなく、噴火警戒レベル1を維持。
- ・10月11日7時30分、上田市付近を震源とする極浅発地震が発生し、震度6弱を観測。家屋の倒壊や土砂崩落が各地で発生し、被害は東北信地域に及んだ。
- ・8時15分には浅間山中規模な噴火が発生。被害が拡大し、負傷者が多数発生した。
- ・降雨のため指揮支援隊はヘリコプターによる出動ができず、陸路で進出。到着までには時間を要する。
- ・長野県災害対策本部では総務省消防庁と協議し、Web会議システムによる関係機関との連絡体制を確保した。



消防応援活動調整本部設置運営訓練（11日）長野県庁

(4) 実施内容

想定地震発生後、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した環境の下、総務省消防庁に消防庁災害対策本部（現地派遣員兼務）、長野県庁に災害対策本部（消防応援活動調整本部）、上田地域広域連合消防本部、佐久広域連合消防本部、千曲坂城消防本部に指揮本部をそれぞれ設置し、Web会議システムにより統括指揮支援隊及び各指揮支援隊が参加しました。

災害発生から緊急消防援助隊出動隊の配置決定までの時間経過を重要事項（応援要請、応援決定、出動隊の配置等）ごとに3つのフェーズで区切り、Web会議シス



テム上で情報共有・意思決定を行う訓練を実施しました。

《今後の課題等/長野県実行委員会コメント》

- Web会議システム上でリエゾン等の任務が実施可能であれば派遣決定から準備・移動等空白の時間がなくなり、災害発生直後から本部運営に参加できるほか、被災地消防本部はリエゾン派遣・指揮支援隊受入れ等の人員を災害対応に充てることができ、災害急性期における限られた人的資源の有効活用にもつながります。

訓練の成果として、情報の伝達方法により差異はあるものの複数機関の情報共有、システム上での様式等の送信は一定の成果があり、参加者及び視聴者から有効な手段であるとの意見があった一方、提供側からの災害情報等が多量となり、受領側が必要な情報取得に苦慮した事や、大規模災害時における優先利用可能な通信環境についても課題であるとの意見がありました。

情報量過多については、それぞれ災害情報を必要とする機関ごとに分類し共通のフォーマット化することが、今後の情報共有に有効であると考えます。

- 訓練にWeb会議システムを活用したことで、多くの参加者及び視聴者が各機関の情報共有及び協議内容を視聴することができました。消防庁と県、統括指揮支援隊や指揮支援隊の協議内容を視聴した長野県下の消防本部からは、被災した場合の情報提供について非常に参考になったとの意見があり、新しい図上訓練の実施方法の提案になったと考えています。

《今後の課題等/消防庁コメント》

- Web会議システムを活用したことで、多数の機関へ同時に情報共有することが可能になりました。ただし、消防本部、都道府県庁、指揮支援部隊、消防庁がWeb会議システムを使用するには共通のソフトを整備する必要があります。

- Web会議システムにより、災害初期から顔の見える関係を構築し、情報を共有することができ、その後の円滑な指揮活動においても有効であると考えられます。現在使用している動態情報システムや支援情報共有ツール、FAXによる様式の送受信や電話による情報共有など、各ツールの強みを踏まえ、Web会議システムを用いた新たな情報共有の方法について、今後の訓練や災害対応を通して試行していく必要があると考えます。

2 宿営展示訓練（長野県内消防本部のみ参加）

(1) 実施日時

令和3年10月25日（月）13時15分～15時45分

(2) 実施場所

上田市 道と川の駅「おとぎの里」一帯

(3) 実施内容

道と川の駅おとぎの里において、宿営時の課題解決のため、長野県実行委員会モデルの展示を行いました。

通常、宿営は大型エアータントで複数人が就寝・着替えを行います。この方法では新型コロナウイルス感染症等感染防止や隊員のプライバシー確保等の観点から課題があるため、長野県実行委員会がこれらの課題解決の糸口になるよう提案したものです。

＜宿営モデル「5つの柱」＞

- ① 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策
- ② 女性隊員の緊急消防援助隊でのプライバシー確保
→女性活躍推進
- ③ 宿営設備のコスト削減
- ④ 後方支援活動スペースのコンパクト化
- ⑤ 設営の負担軽減

併せて、消防庁から無償使用制度により貸与された小型水陸両用バギーや重機等の特殊車両を展示するとともに救助犬の特性や連携要領について情報を共有しました。



宿営展示訓練（ソロテント設定）

《参加者の評価・課題点・今後の展望等》

- 5つの柱に対する参加者からの評価では各項目で7割～8割の職員から有効性を感じると回答がありました。
- 女性職員からは「これなら自分も緊援隊として派遣されても問題ないと思う」「設定がし易くプライバシーも守られる」といった意見が挙がりました。
- 課題としては「厳冬期の防寒対策」「テント内の狭さ」



「隊員の識別(テントの識別)」「体調変化等の異変の察知」「テントの生地に対する不安」「ブリーフィングエリア・情報共有の不安」等が挙がりました。

- 今回は展示のみですが、今後は挙げられた課題への対策を検討するため、実際に職員による個人テントでの宿営を行うなど更なる改善を図る予定です。

《訓練全体の評価及び課題等/消防庁コメント》

- 図上訓練では、Web会議を使用し、被災地や代表消防本部をリアルタイムで中継し被害状況と消防力を比較した応援要請を行なう事が出来ており、動態情報システム、支援情報共有ツール等も積極的に活用し被害の情報を共有することが出来た。雨天の想定であったことから、航空運用調整班における任務の割り振り又は調整は行なわれなかったことから、次年度の訓練では航空運用調整班での他機関とのミッション分けや陸上隊との連携などを組み込んだ訓練を実施していただきたい。
- 実動訓練は中止になったものの、調整段階では、土砂・風水害機動支援部隊と地元消防本部や他の都道府県大隊が連携した訓練、都道府県大隊同士や自衛隊との連携及び情報共有、ヘリテレ、ヘリサット及びVSAT(可搬型衛星地球局)を活用した映像の送受信、無線中継車を活用した消防無線の中継訓練、消防庁無償使用車両(水陸両用車等)の効果的な活用等の訓練に関する重点推進事項に沿って計画された。

3. おわりに

今回の訓練では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、訓練計画を大幅に見直し、すべての実動訓練を中止しましたが、Web会議システムを活用した図上訓練と宿営モデル等の展示訓練を実施しました。

コロナ禍における実災害での新たな受援体制について検討することができ、大変有意義な訓練であったと考えます。

今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の受援体制の更なる充実強化に今後も努めてまいります。

最後に、本訓練の開催に際しまして、度重なる計画変更にも関わらず、多大な御協力を賜りました訓練参加予定各都県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527 (直通)

解体予定の市営住宅を利用した救助活動訓練を実施

熊谷市消防本部

当消防本部では、令和3年9月7日（火）から9月10日（金）までの4日間、解体予定の市営住宅を利用した救助活動訓練を実施しました。

本訓練は、隊員の救助技術向上及び知識の共有を目的とし、建物安定化（ショアリング）要領、人命検索要領、高所救出要領、屋内進入要領と多岐に渡りました。

実際の建物を利用したことで、現場をイメージした訓練を実施することができ、隊員の災害対応能力の向上を図ることができました。

今後も救助技術向上のため、訓練を重ねてまいります。



指導救命士が中心となり接遇力を強化！ オンライン研修会を開催

豊田市消防本部

豊田市消防本部では、指導救命士の取組事項の一つとして、「接遇」について重点的テーマとしており、令和3年9月10日（金）に、株式会社エンパワー21代表取締役の能勢みゆき氏を講師としてお招きし、「救急現場における接遇力向上研修会」を開催しました。

今後も複雑多様化する救急現場において、適切な対応ができるよう、各署に配置している指導救命士を中心に、救急隊員の知識と技術の向上に努めてまいります。



消防通信 望楼 ぼうろう

令和3年度救急総合シミュレーション訓練を実施しました！

湖南広域消防局

湖南広域消防局では、『救急医療週間』に先駆けて8月24日～26日の3日間にわたり、救急総合シミュレーション訓練を実施しました。この訓練は、救急隊員の基礎的能力を高め、質の高い救急業務を市民に提供することを目的に、救急隊の活動、通信指令員による口頭指導、消防隊との連携などを主眼に新型コロナウイルス感染症に配慮した中で、取り組みました。

訓練後には、当消防局の指導救命士、救急活動の検証業務を依頼している医師に活動についての助言・指導をいただきました。今回の訓練での課題などを現場活動に反映し、救急隊員の更なる資質向上に努めていきます。



予防救急普及啓発動画の作成について

尼崎市消防局

9月9日は「救急の日」です。尼崎市消防局では、救急車が必要になるような病気やけがなどを、ほんの少しの注意や心掛けで防ぐ「予防救急」の取り組みを推進しています。

尼崎市北消防署では、尼崎市防火協会北支部と尼崎北自衛消防連絡協議会協力のもと、尼崎市立尼崎双星高校書道部の皆さんに「予防救急」と「救命の連鎖」の大切さについて講習を実施し、それらをテーマに書道パフォーマンスを実施していただきました。

1年生から3年生までの19人が約2カ月間かけて作品を考え、音楽を選び、披露していただいた渾身の書道パフォーマンスの動画をYouTube「尼崎市公式チャンネル」で公開していますので、ぜひご覧ください！

一条乱れぬ動きとダイナミックな筆さばきは必見です！



<https://youtu.be/9IlnVSGbPIU>

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



救急科第83期 ～消防大学校救急科での取り組み～

消防大学校では、専科教育において、救急隊長及び救急業務に従事する指導・監督の立場にある職員に対し、高度の知識と技術を総合的に修得させ、指導救命士及び救急業務の幹部としての資質を向上させる事を目的に「救急科」を設置しています。

本年度の救急科第83期は、全国から集まった48名が訓練の企画及び運営方法の習得、幹部職員としての必要な知識の習得、各地域での取り組みや課題についての情報交換などについて、課程全般において学生が主体となって自ら考え実践する教育訓練を行いました。

なお、本年度より新型コロナウイルス感染症対策として、e-ラーニングやリモート講義（3日間）という新しい学習様式が取り入れました。

入校期間は9月29日から10月28日の30日間（9月29日から10月1日までリモート期間）にわたるものでしたが、全員が必要な課程を修了し卒業しました。

今回は、救急科において実施した「多数傷病者対応訓練」と「技能管理(訓練運営)」について紹介します。

1 多数傷病者対応訓練

消防大学校では、多数傷病者事案に関する講義（2時間）、シミュレーション訓練（3時間）、実働訓練（4時間）を通し、多数傷病者事



シミュレーション訓練の様子

案に対する活動全般の流れを確認するとともに、医療資源や地域性等が異なる消防本部の学生が合同で訓練を行い、検討会等で意見交換することにより自身のスキルアップはもちろんのこと、得られた知識・経験を各所属に持ち帰り地域住民の安心安全につなげることを目標として、幹部科、警防科、救助科、救急科において、多数傷病者対応訓練を実施しています。

救急科第83期の多数傷病者対応訓練は「路線バスと普通乗用車の事故による多数傷病者事案」という想定で、机上訓練を3回、実働訓練は、杏林大学からDMAT医師、看護師及び事務員に参加していただき2回実施しました。消防とDMATが同時に訓練することにより、災害現場における医師との連携について具体的な訓練を実施しました。

各訓練終了後には検討会において、DMAT医師からの医学的なアドバイスを聞くことができました。



多数傷病者対応訓練の様子

また、学生間では「このような大人数で多数傷病者対応訓練を実施する機会がなかったため参考になりました」「机上訓練ではできていたのに、実働訓練ではまったく思うように動けず、実際に訓練を行う重要性を再認識しました」「自分の本部での訓練方法の改善につなげていきたい」等積極的な意見交換が行われ、現場における指揮能力、部隊運用、トリアージ対応能力の向上に努めました。

2 技能管理(訓練運営)

消防大学校救急科では、生活班とは異なる地域を越えたメンバーで訓練班として6班編成し、各地域の特色や訓練方法について意見交換を行いながら、時間管理や検討会運営を含め、



技能管理の様子

各班が作った想定で訓練を実施しました。検討会を含めた訓練全体を評価する班を設定して全体を評価し、さらにその評価を含めた全てについて、救急救命東京研修所の徳永教授及び支援教官2名が評価しフィードバックを行うという指導救命士制度の骨子である屋根瓦方式の教育を実践しました。

終了後のアンケートでは、「訓練構成の組み立て方、訓練の想定の出し方時の注意点などポイントを教えていただきとても勉強になりました。」「シナリオ作成の際、予期せぬ事態が起きても次の対応ができるように

深く考えておくこと、想定外のことが起きた時の咄嗟の対応力も必要だと感じました。」等の意見があり、所属に帰ってから各種訓練に有効に活用していただけると考えています。

救急科第83期を卒業した学生は、消防大学校で修得した高度な知識・技術に加え、全国の仲間たちとの絆を活かして情報交換をし、各所属で幹部職員として救急業務に取り組むなど様々な場面での活躍が期待されています。

「査察業務マネジメントコース第5回」における教育訓練

消防大学校では、消防本部の予防業務を主管とする係長以上の者に対し、違反処理をはじめとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を習得のため、「査察業務マネジメントコース」を開設しており、短期間で集中的に査察業務運営について学ぶ場となっています。

令和3年度は、8月16日(月)から20日(金)までの5日間、39名(うち女性1名)が受講し、消防庁予防課による予防行政の動向に関する講義、先進的な取組を行う消防本部による査察計画、進捗管理、違反処理への移行判断に関する講義のほか、課題研究・討議を行いました。

課題研究・討議は、受講生が持ち寄った研究案件を班ごとに絞り、班で討議したものを発表することで、幅広い査察業務マネジメント能力を養う目的があります。

発表の場には、4名の全国・都道府県違反是正支援アドバイザーを招聘し、実経験に基づくアドバイスをいただいたことで、学生が討議の末に導き出した見解やアイデアがより実効性の高いものとなりました。

各アドバイザーの所属する地域が異なり、また本部の

規模にも相違があったことから、受講者からは、「複数の本部の取組を知ることができて参考になった。」「自分の本部と同規模本部の手法を参考にしたい。」「規模は違えど信念を持って取り組み、創意工夫すればできる。」等の感想が寄せられました。

この他、違反是正支援センター様にも講義及び課題研究発表聴講をいただき、日頃受講者が抱えている懸案事項等や過去の是正事例を相互に共有したこ

とで、今後業務をすすめるうえでの大きな推進力となる「全国にわたるネットワーク」の構築が実現しました。

本教育訓練修了者が、今回得た知識・技術、そして、人脈を十分に活用しながら、全国津々浦々で査察業務を適切にマネジメントし、法令に基づく適切な査察業務が遂行され、住民の安全・安心が確保されることを心から願っております。



課題研究発表



課題研究討議

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1714



最近の報道発表 (令和3年10月21日～令和3年11月20日)

<総務課>

3.10.21	第37回危険業務従事者叙勲(消防関係)	第37回危険業務従事者叙勲(消防関係)受章者は、621名で勲章別内訳は、瑞宝双光章285名、瑞宝単光章336名です。
3.11.2	令和3年秋の褒章(消防関係)	令和3年秋の褒章(消防関係)受章者は109名で、褒章別内訳は、紅綬褒章3名、黄綬褒章7名、藍綬褒章99名です。
3.11.3	令和3年秋の叙勲(消防関係)	令和3年秋の叙勲(消防関係)受章者は613名で、勲章別内訳は、瑞宝中綬章2名、瑞宝小綬章27名、旭日双光章6名、瑞宝双光章55名、瑞宝単光章523名です。

<救急企画室>

3.10.21	令和3年9月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和3年9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
3.10.29	令和3年(5月から9月)の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和3年5月から9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

<予防課>

3.10.22	令和3年度消防設備関係功労者等に係る消防庁長官表彰	消防庁では、11月5日(金)に令和3年度の「消防設備保守関係功労者」、消防機器開発普及功労者及び「優良消防用設備等」に係る消防庁長官表彰を行います。
3.11.5	令和3年秋季全国火災予防運動の実施	令和3年11月9日(火)から11月15日(月)まで『令和3年秋季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。
3.11.16	「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」の公表	消防庁では、畜産業の国際競争力の強化を図ることを目的とした「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の成立(令和3年5月)に合わせ、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」において、安全の確保を前提に、畜舎における消防用設備等の統一的特例基準のあり方について検討してきました。 このことについて、今般、報告書がとりまとめられましたので公表します。
3.11.16	仮面ライダー50周年記念映画「仮面ライダー ビヨンド・ジェネレーションズ」とタイアップした住宅用火災警報器の維持管理広報ポスターの作成	消防庁では、東映株式会社の協力を得て、12月17日(金)より全国の映画館で公開予定の仮面ライダー50周年記念映画「仮面ライダー ビヨンド・ジェネレーションズ」とタイアップした住宅用火災警報器の維持管理広報ポスターを作成し、全国の都道府県、消防本部へ配布することにより、住宅用火災警報器の適切な維持管理(点検・交換)の促進を図ります。

<防災課>

3.10.28	11月5日に緊急地震速報の訓練を行います	「津波防災の日」・「世界津波の日」である令和3年11月5日(金)に、緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加する機関等を取りまとめましたのでお知らせします。
3.10.28	防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果	消防庁では、防災拠点となる公共施設等の耐震化状況について調査を実施し、この度、令和2年10月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
3.11.10	町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催	災害時には、短期間のうちに膨大な業務に対応・処理することが求められ、市町村長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害危機対応を行う必要があります。 そのため、町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、町村の災害対応力の向上等につながるよう、全国の町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催します。

<防災情報室>

3.10.29	令和2年(1～12月)における火災の状況(確定値)	令和2年中の火災の状況について、1月から12月までの確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。 前年と比較すると、総出火件数、火災による死者数ともに減少しており、直近10年で比較しても最小となっているものの、住宅火災による死者※数、65歳以上の高齢者の占める割合は、ほぼ横ばいとなっています。※放火自殺者等を除く。
---------	---------------------------	---

<地域防災室>

3.11.10	「地域防災力充実強化大会in長崎2021」の開催	平成25年12月に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るとともに、地域住民や自主防災組織をはじめ、教育、医療、福祉関係者等を含めた各界各層の連携を深めることを目的として「地域防災力充実強化大会in長崎2021」を開催します。
---------	--------------------------	---



最近の通知 (令和3年10月21日～令和3年11月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	令和3年10月21日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	令和3年1月から同年6月までに発生した製品火災に関する調査結果について
消防消第412号 消防予第522号 消防危第234号 消防特第207号	令和3年10月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について(通知)
消安全第346号 消防総第664号	令和3年11月8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消費者庁消費者安全課長 消防庁総務課長	医薬類似行為等に係る消費者事故等の通知について

広報テーマ

12月		1月	
① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防・救急課	① 消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課 予防課 防災課
② ストープ火災の注意喚起	予防課	② 文化財防火デー	
③ 雪害に対する備え	防災課	③ 住宅の耐震化と家具の転倒防止	



消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する ご理解とご協力をお願いします



消防・救急課

車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいてきたら？

車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車が近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができていますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があ

ります。そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

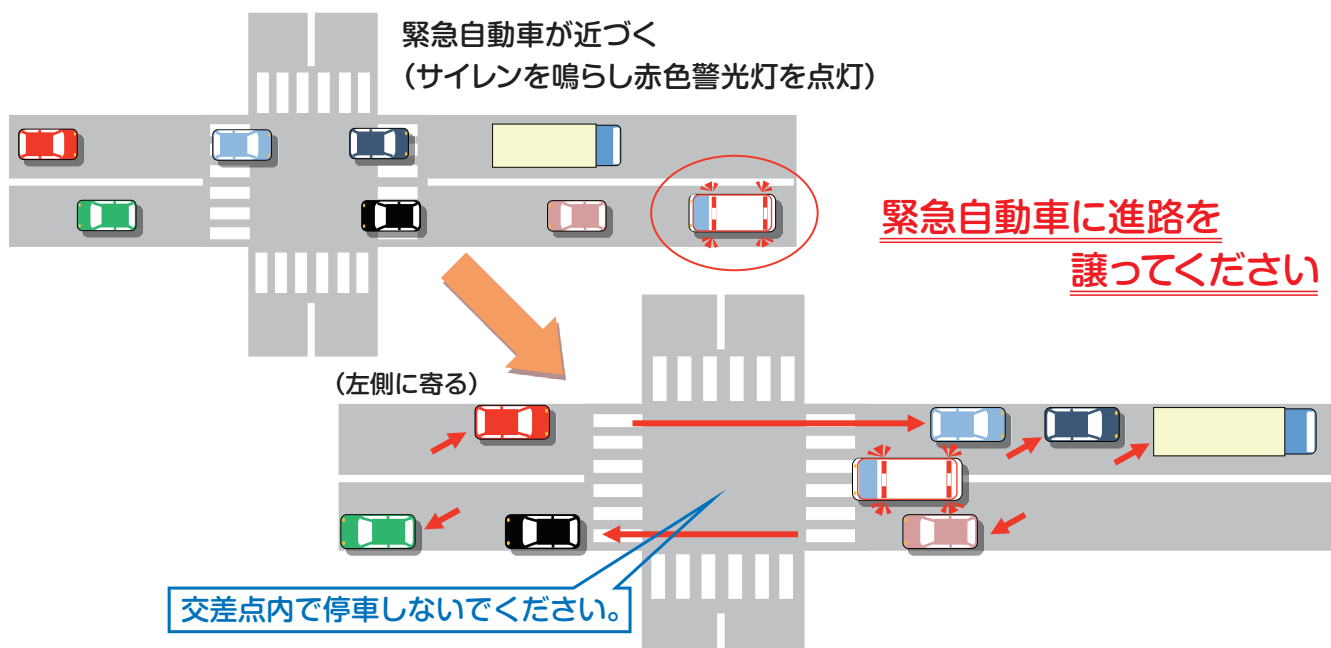


○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 鷹羽
TEL: 03-5253-7522

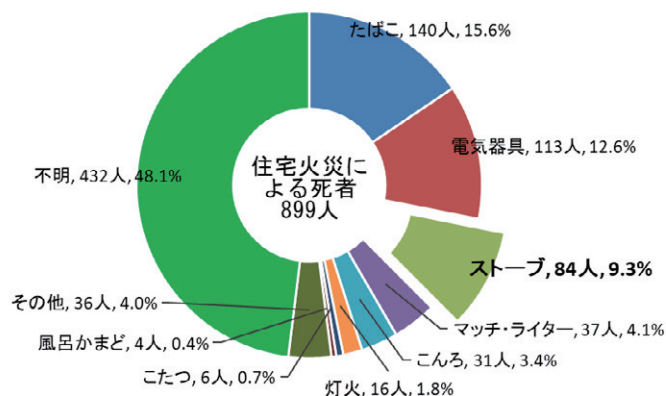
ストーブの安全な取扱いについて

予防課

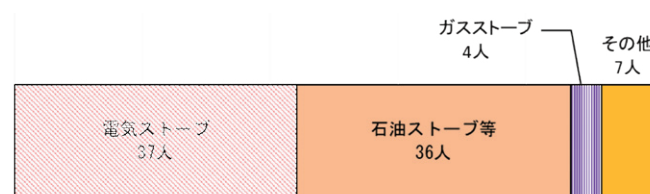
12月になり、本格的な冬のシーズンを迎え、ストーブを使用する機会も多くなってくると思います。

令和2年中の住宅火災の発火源別死者数の内訳は次のグラフのとおりとなっており、たばこ、電気器具（電気ストーブ等を除く。）に次いでストーブが3位となっています。ストーブを使用するのは冬期に限定されているにもかかわらず、その割合は少なくありません。また、ストーブの種別に着目してみますと、電気ストーブと石油ストーブ等はそれぞれほぼ半数を占めています。

●住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く）



●ストーブ火災による死者数の内訳



ストーブによる火災を予防するために、次の1～3の内容に従って安全にストーブを使用しましょう。

1 適切な取扱い方法の確認

- (1) 暖房シーズン前には、取扱説明書に従って点検を行いましょ。
- (2) 石油ストーブ等に燃料を給油するときは、必ず火を消してから行いましょう。

- (3) カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締めましょう。
- (4) 電気ストーブやファンヒーターを使わないときは電源プラグを抜きましょう。
- (5) 使用前に電気コードやガスホースなどに傷みがないか確認しましょう。
- (6) 就寝時及び外出時はストーブを消しましょう。
- (7) 異常を感じた場合は、すぐに使用を中止し、製造元や販売元に相談しましょう。
- (8) 暖房シーズン後には、取扱説明書に従って清掃・整備を行いましょ。

2 周囲の状況の確認

- (1) ストーブの近くにふとん・座ぶとんや衣類など燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- (2) ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないようにしましょう。
- (3) ストーブがカーテンなどに接触しないよう使用しましょう。
- (4) ストーブの近くでヘアスプレーなどのエアゾール缶の使用や放置はやめましょ。

3 灯油などの燃料の保管

- (1) 灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で「型式試験確認済証」又は「推奨マーク」が貼付されているものを使用し、必ず栓をしっかり締めて密閉ましょ。
- (2) 灯油などの燃料は火気を使う場所から遠ざけ、直射日光を避けた冷暗所に保管ましょ。
- (3) 地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損するような場所での保管はやめましょ。

問い合わせ先

消防庁予防課 佐藤・田上
TEL: 03-5253-7523



第6回予防業務優良事例表彰の事例募集

予防課

1 予防業務優良事例表彰の目的

消防庁では、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務も含む。以下同じ。）の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、予防部門のモチベーション向上を図るとともに、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し、各消防本部の業務改善に資することを目的として、第6回予防業務優良事例表彰を実施いたします。

2 募集の対象等

令和3年1月1日（金）から12月31日（金）までの間に各消防本部（複数の消防本部が共同して取組を実施する場合を含む。）で力を入れた予防業務の取組を中心に、他団体の模範となる優れた事例（新型コロナウイルス感染症への対応のため創意工夫した事例を含む。）を幅広く募集します。応募の際の参考のために、募集対象として下記の事例の区分を設けていますが、予防業務に関連する内容であれば広く募集の対象となります。

なお、過去（第1回から第5回）の予防業務優良事例表彰において受賞した事例についても、取組の継続により内容のさらなる向上が図られている場合は、応募可能です。

- I 予防業務の実効性向上に関する取組
- II 予防業務の高度化・専門化に関する取組
- III 予防業務の効率化に資する取組
- IV 予防業務に係る他団体との連携に関する取組
- V 予防業務に係る人材育成に資する取組
- VI 予防業務に係る広報活動に関する取組
- VII 予防業務のデジタル化に関する取組
- VIII その他予防業務の改善に資する取組

3 事例募集期間

令和3年11月26日（金）から令和4年1月14日（金）まで

4 表彰の概要等

- (1) 表彰の対象者は、予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを行っている消防本部とします。
- (2) 表彰の種類については、「消防庁長官賞」及び「優秀賞」とし、応募事例の中から、有識者等による選考を経て、表彰事例を決定します。
- (3) 表彰団体には、令和4年6月7日（火）に行われる予定の表彰式において、消防庁長官より、表彰状及び記念品を授与する予定です。
- (4) 優良事例については、表彰の趣旨に鑑み、表彰式の間やホームページへの掲載等を通じて広く全国へ紹介します。

過去に実施した、予防業務優良事例表彰の受賞団体の取組は、事例集として、消防庁ホームページにおいて公表しています。

<URL>

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-6.html>

たくさんの応募を
お待ちしております！



問い合わせ先

消防庁予防課行政係 原、藤原
TEL: 03-5253-7523

雪害に対する備え

防災課

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。大雪、暴風雪等が予想される場合や除雪作業を行う場合には、以下の注意点を参考に、安全確保を心がけ、事故防止に努めましょう。

1. 大雪、暴風雪等が予想される場合の注意点

以下のポイントに注意して、安全確保を心がけましょう。

【心がけるポイント】

○在宅時の安全な過ごし方に関すること

- ・ 不要不急の外出を避ける
- ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等を準備する
- ・ FF式暖房機（※）の給排気口付近の除雪状況を確認する

※ 燃焼用空気を室外から給排気筒を通して取り入れ、燃焼により発生した空気を、給排気筒を通して室外に出す方式

○車両運転者等に対すること

- ・ できる限り車両の運転は避ける
- ・ やむを得ず運転する場合は以下を実施する
 - ア 気象情報、道路情報等の確認
 - イ 車両の点検整備
 - ウ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、毛布、飲料水、非常食等の準備
 - エ スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの装着
- ・ 車両立ち往生時は以下に注意する
 - ア 一酸化炭素中毒を防止するため、マフラーの定期的な除雪や車内の換気をする
 - イ やむを得ず車を離れる場合には、ドアをロックせずキーを車内の分かりやすい場所に残す



東海北陸自動車道における立ち往生の状況（提供：国土交通省）

2. 除雪作業を行う場合の注意点

令和2年11月からの大雪では、3年ぶりに死者が100名を上回り110名となり、そのうち除雪作業中の死者が95名に上りました。

以下の項目に注意して、事故防止に努めましょう。

【命を守る除雪中の事故防止10箇条】

- 作業は家族、となり近所にも声かけて2人以上で！
- 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんで！
- はしごの固定を忘れずに！
- エンジンを切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き
- 低い屋根でも油断は禁物！
- 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- 面倒でも命綱とヘルメットを！
- 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- 作業のときには携帯電話を持って行く！

この他にも、国土交通省において除排雪に関する各地の取組事例集が紹介されていますので、参考にしてください。
(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000064.html)



命綱、ヘルメットを装着して作業する様子（提供：新潟県）

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



消防の動き 2021年12月1日発行第608号(毎月1回発行) 編集発行: 消防庁総務課 (Fire and Disaster Management Agency) 住所: 〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話03(5253)7521 FAX 03(5253)7531



住宅用火災警報器、10年に一度を目安の**〈交換〉**

FDMA 総務省消防庁
 住火とぞく Fire and Disaster Management Agency

住宅防火関係

検索

「ビヨンド・ジェネレーションズ」製作委員会 (c) 石森プロ・テレビ朝日・ADK EM・東映

消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp>